

気象予警報等事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

気象予警報等事務処理規程の一部を改正する訓令

気象予警報等事務処理規程（昭和40年岩手県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（気象予警報等の受領） 第2条 盛岡地方気象台からの気象予警報及び火災気象通報（以下「気象予警報等」という。）は、防災課総括課長が受領するものとする。 （気象予警報の処理） 第3条 防災課総括課長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長（以下「市町村長等」という。）並びに広域振興局副局長（県南広域振興局にあっては、広域振興局長が指名する副局長。以下同じ。）並びに岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等に置く関係する室、課及び所の長（以下「関係課長等」という。）、医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長及び教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。<u>この場合において、市町村長等及び広域振興局副局長に対して通知するときは、原則として総合防災情報ネットワークによる一斉通知（以下「一斉通知」という。）により行うものとする。</u> 2・3 [略] 4 正規の勤務時間外、休日等における気象予警報は、<u>当直員が受領し</u>、防災課総括課長及び広域振興局副局長が定めるところにより、それぞれ処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されている場合は、別に定めるところにより当該本部の職員が処理するものとする。 （火災気象通報の処理） 第4条 <u>防災課総括課長</u>は、火災気象通報を受領したときは、対象となる地域の市町村長等に、<u>一斉通知により</u>通報するものとする。 2 正規の勤務時間外、休日等における火災気象通報は、<u>本庁の当直員が受領し、防災課総括課長が定めるところにより、</u>処理するものとする。 （気象予警報等受領担当者） 第5条 防災課総括課長、広域振興局副局長、第3条第1項の	（気象予警報等の受領） 第2条 盛岡地方気象台からの気象予警報及び火災気象通報（以下「気象予警報等」という。）は、<u>気象予警報にあっては防災課総括課長が、火災気象通報にあっては消防安全課総括課長が</u>受領するものとする。 （気象予警報の処理） 第3条 防災課総括課長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長（以下「市町村長等」という。）並びに広域振興局副局長（県南広域振興局にあっては、広域振興局長が指名する副局長。以下同じ。）並びに岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等に置く関係する室、課及び所の長（以下「関係課長等」という。）、医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長及び教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。 2・3 [略] 4 正規の勤務時間外、休日等における気象予警報は、防災課総括課長及び広域振興局副局長が定めるところにより、それぞれ処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されている場合は、別に定めるところにより当該本部の職員が処理するものとする。 （火災気象通報の処理） 第4条 <u>消防安全課総括課長</u>は、火災気象通報を受領したときは、対象となる地域の市町村長等に通報するものとする。 2 正規の勤務時間外、休日等における火災気象通報は、<u>消防安全課総括課長が定めるところにより</u>処理するものとする。 （気象予警報等受領担当者） 第5条 防災課総括課長、<u>消防安全課総括課長</u>、広域振興局副

通知を受ける関係課長等及び同条第2項の通知を受ける関係出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者（以下「気象予警報等受領担当者」という。）を定めるものとする。 2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、関係課長等にあつては防災課総括課長に、関係出先機関の長にあつては広域振興局副局長に通知するものとする。 （<u>所属長等</u>に対する報告） 第6条 [略] <u>2 当直員は、気象予警報等を受領したときは、当該勤務終了後本庁の当直員にあつては防災課総括課長に、広域振興局の当直員にあつては広域振興局副局長に報告するものとする。</u>	局長、第3条第1項の通知を受ける関係課長等及び同条第2項の通知を受ける関係出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者（以下「気象予警報等受領担当者」という。）を定めるものとする。 2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、関係課長等にあつては防災課総括課長又は消防安全課総括課長に、関係出先機関の長にあつては広域振興局副局長に通知するものとする。 （<u>所属長</u>に対する報告） 第6条 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。